

得意先が倒産して売掛金の入金がない場合、その処理はどうすればよいでしょうか？

不幸にも得意先が倒産した場合や行方不明になったことにより、売掛金が回収不能になってしまうことも、事業を行っている場合にはあり得ます。そういった場合、次の場合に応じて回収不能額を「貸倒損失」として、費用に計上することができます。

1、貸倒損失の計上

①得意先の会社更生計画の決定など、法的な債権の切り捨て又は債務免除があった場合

売掛帳で、切捨額又は免除額を貸倒損失として計上します。

②得意先の資産状態等により、全額回収不能になった場合

売掛帳で、回収不能額を貸倒損失として計上します。

③売上債権について取引停止後1年以上経過した場合や、回収コストが債権額を上回る場合

売掛帳で、残りの金額を貸倒損失として計上します。

1、債権の切捨て、免除、回収不能になった場合

※売掛帳で、切捨て、免除、回収不能になった金額を、「貸倒損失」で振り替えます。

売掛帳															
補助科目(借)	××様														
期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	決	全期間	ジャンプ
決算	調整	日付	タイプ	相手勘定科目	摘要		売上金額	回収金額	残高						
得意1	得意2	伝票No.	生成元	相手補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額							
		06/01		貸倒損失	××様	会社更生法により売掛金90%切捨		450,000	500,000						
		79							50,000						

2、取引停止後1年経過、又は回収コストが上回る場合

※売掛帳で1円を残して、「貸倒損失」で振り替えます。

売掛帳															
補助科目(借)	××様														
期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	決	全期間	ジャンプ
決算	調整	日付	タイプ	相手勘定科目	摘要		売上金額	回収金額	残高						
得意1	得意2	伝票No.	生成元	相手補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額							
		06/30		貸倒損失	××様	取引停止1年以上のため貸倒処理		199,999	200,000						
		81							1						